岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第10号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

以止則						以止俊						
(職及び職務)							(職及び職務)					
第4条 [略]						第4条 [略]						
2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同						2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同						
表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は						表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は						
	、同表の右欄に掲げるとおりとする。						、同表の右欄に掲げるとおりとする。					
	区分		職	職務			区分		職	職務		
	事務局		[略]				事務局		[略]			
	課		[略]					課	[略]			
			主任	[略]					主任及び主任行	[略]		
									政専門員			
			主任主事 <u>及び</u> 主	[略]					主任主事 <u>、</u> 主事	[略]		
			事						及び行政専門員			
3 [略]						3 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。												

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。